

第3回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議及び
第2回南相馬市男女共同参画計画推進委員会事業推進部会合同会議

日時 令和8年8月20日(木) 10:00～
場所 南相馬市役所 東庁舎2階第1会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議会長
南相馬市男女共同参画計画推進委員会事業推進部会長

3. 会議録署名人の指名

4. 書記の指名

5. 議 事

協議事項

- ① 令和8年度人権・男女共同参画に関する講演会について(合同会議)
【資料1-1】【資料1-2】【資料1-3】【資料1-4】
- ② 令和9年度の講演会の内容及び講師について(合同会議) 【資料2】

—ここで、男女共同参画計画推進委員会事業推進部会 退席—

- ③ 人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画の入賞作品
の結果について(報告事項) 【資料3-1】【資料3-2】
- ④ 人権啓発用リーフレットについて
【資料4-1】【資料4-2】【資料4-3】【資料4-4】
- ⑤ 令和9年度人権施策実施計画(案)について 【資料5】
- ⑥ その他

次回開催：令和9年2月10日(水) 午後予定
東庁舎2階第3会議室

6. その他

7. 閉 会

ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議委員名簿

令和8年5月19日現在

NO	所 属	委員名	役職等	備 考	区分
1	福島大学	まえかわ なおや 前川 直哉	准教授	(再)※南相馬市こども政策アドバイザー	有識者
2	福島県弁護士会相馬支部	のりまつ ひろき 乗松 宏紀	弁護士		
3	南相馬市社会福祉協議会	あおき けいた 青木 圭太	課 長	(再)	関係団体
4	外国人活躍支援・国際交流協会	はたやま けいこ 畑山 慶子	社 員	(再)	
5	相馬人権擁護委員協議会	いづか ひろし 飯塚 宏	人権擁護委員	(再)	
6	南相馬市小中学校校長会	すずき かずのり 鈴木 一憲	校 長	(再)	
7	南相馬市区長連絡協議会	すがはら みちよし 菅原 道義	委 員		
8	原町青年会議所	よしだ かずき 吉田 一貴	事務局長		公募
9	公募	やまだ かずえい 山田 一栄	-	(再)	
10	公募	-	-		

【事務局】

		なかもと なおき 中本 直記	市民生活部長		
		さがら たけし 相良 毅	市民課長		
		ばば ちづこ 馬場 千津子	市民課総合相談 担当係長		
		たいらく ひろふみ 大楽 博史	市民課総合相談 担当主査		

南相馬市男女共同参画計画推進委員会

事業推進部会

No.	氏 名	役名	団 体 名	選出区分	委員履歴
1	いわさき ちあき 岩崎 ちあき	部会長	南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会	福祉、子育て関係	再任
2	ささき ゆかり 佐々木 ゆかり	委員	原町商工会議所女性会	女性団体	新任
3	せきば なお たか 関 場 直 隆	委員	南相馬経営者協会	労働、経営者団体	新任
4	ささき とおる 佐々木 亨	委員	ふくしま未来農業協同組合 そうま地区本部	農林水産関係	新任
5	こんの よしいち 紺 野 芳 一	委員	福島県教育庁相双教育事務所	学識経験者	新任
6	はせがわ かずこ 長谷川 和子	委員	南相馬市外国人活躍支援・国際交流協会	国際交流	再任
7	さとう えり 佐藤 絵 理	委員		公募	新任

第3回ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議及び
第2回南相馬市男女共同参画計画推進委員会事業推進部会
合同会議の内容

◆合同会議

- ① 令和8年度人権・男女共同参画に関する講演会について
9月13日（日）開催の人権・男女共同参画に関する講演会時の役割分担等について説明をするもの。
- ② 令和9年度の講演会の内容及び講師について
次年度の講師や講演の内容について協議したいため、講師もしくは講演の内容についてご提案をお願いします。

◆ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議委員のみ

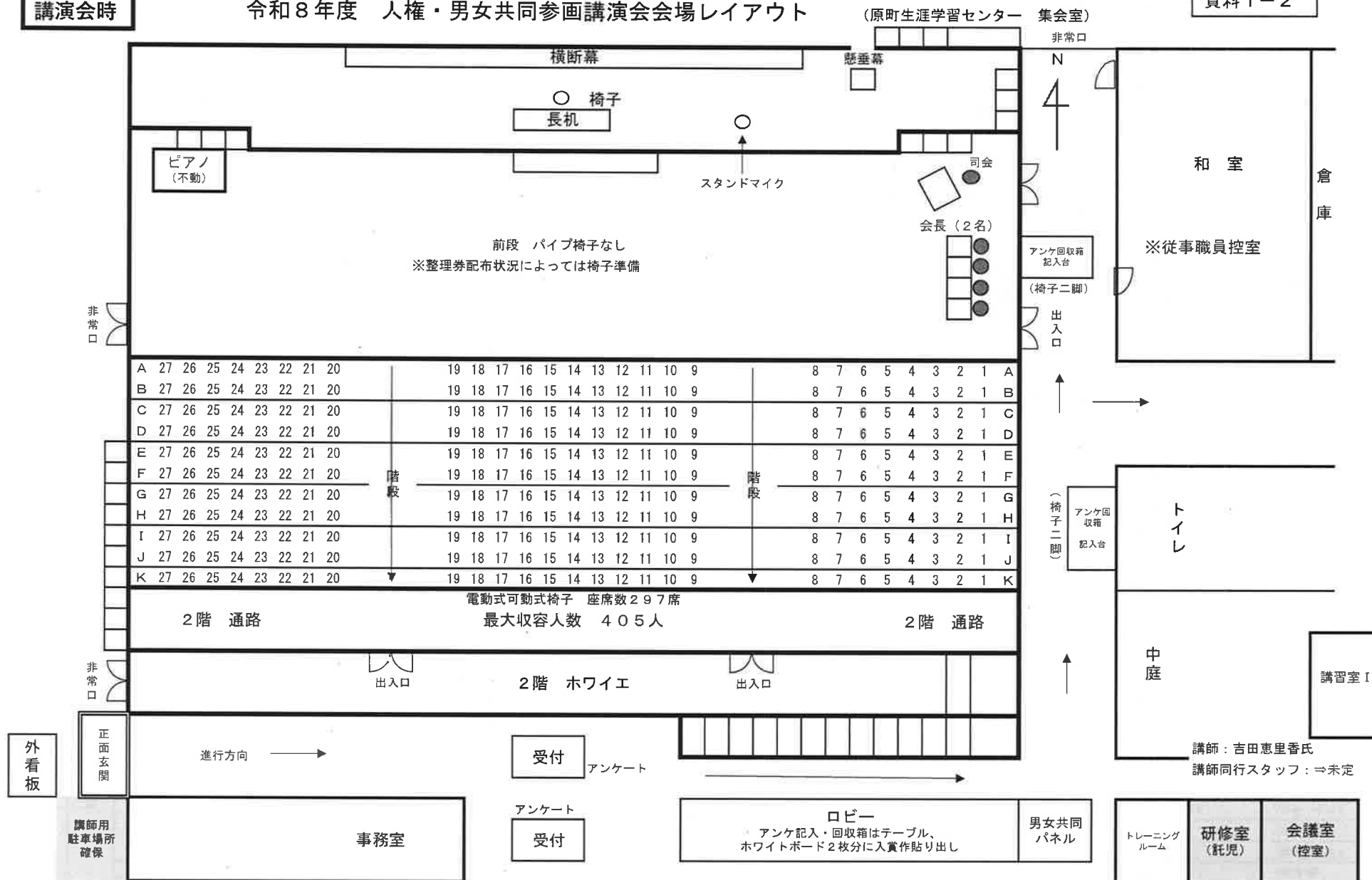
- ③ 人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画の入賞作品の結果について（報告事項）
第2回人権推進会議時に決定した入賞作品と応募者数について報告するもの。
- ④ 人権啓発用リーフレットについて
第2回人権推進会議でのご意見を元に修正をした人権啓発用リーフレットについて、再度ご協議をいただくもの。
- ⑤ 令和9年度人権施策実施計画（案）について
次年度の実施計画について、ご協議をいただくもの。

項目	時間	配置場所	業務内容	人数	所属	氏名	
準備 （前日・当日）	9/12(土) 17:00～	西庁舎1F 総合相談担当	前日に搬入する。		総合相談・生涯学習係		
			西庁舎・東庁舎→会場へ荷物搬入				
	9/13 (日) 10:00 ～	集会室	参集、挨拶、各自設営開始				
		座席	来場者用座席（可動座席→R7は会場のシルバーさんが操作） 司会・会長・講師等の席・机用意	3	市民課 生涯学習課 生涯学習課	馬場 千津子 佐藤 裕実 志賀 葵	
		ステージ関係	ステージ周辺のセッティング （照明・音響・横断幕） 外看板付け、講師用駐車場確保	3	市民課（指揮） 市民課 生涯学習センター	大柴 博史 横田 陸 シルバー	
		受付	机、配布資料等準備、アンケート記入台・ 回収箱設置、入賞作展示（ロビー）、 パネル展示	3	市民課 市民課 生涯学習課	馬場 千津子 大平 みのり 志賀 葵	
		会議室・和室	講師（吉田恵里香氏）・スタッフ控え 室準備	2	市民課 生涯学習課	馬場 千津子 志賀 葵	
		カメラマン	設営完了、進行の様子撮影	1	市民課	大柴 博史	
	11:00～12:00 お昼休憩						
	開場	12:00	集会室	参集		人権推進委員・男女共同委員	
	12:30	受付	来場者の受付（次第等の配布）	5	市民課 人権推進員 人権推進員 男女共同委員 男女共同委員	大平 みのり 畑山 慶子 山田 一栄 佐藤 絵理 長谷川 和子	
		託児所(研修室)	託児スタッフとの連携・託児希望者の 案内	1	生涯学習課	志賀 葵	
	13:00	までに到着	控え室（会議室） 講師接待	3	人権推進委員 人権推進委員 男女共同委員	飯塚 宏 前川 直哉 岩崎 ちあき	
開会	13:30～	司会	ステージ脇	1	男女共同委員	佐々木ゆかり	
		ステージ	開会	1	人権推進委員	菅原 道義	
			挨拶	1	男女共同参画計画推進委員 会 幹会長	岩崎 ちあき	
講演会	13:35～ 14:55		講演（質疑応答含）	1	講師	吉田 恵里香	
		集会室	質疑応答の際のマイク係	1	市民課	横田 陸	
休憩	～15:00	この間に対談の準備（ステージ）			4	大柴・横田・志賀・馬場	
対談	15:00～ 15:30	ステージ	特別対談	2	講師	吉田 恵里香	
			ゲスト		前川 直哉		
閉会	15:30		感想＆閉会	1	人権推進委員 会長	飯塚 宏	
託児 (当日)	12:30～ 15:45	託児所(研修室)	託児	2	保育士（かみまの保育園） 保育士（かみまの保育園）	阿部 佳奈子 八木 富美恵	
閉会后		アンケート回収	アンケートの回収、回収の案内（記入 台4カ所近くに立つ）	受付従事者			
			撤収作業	関係者すべて			
	16:30	撤収完了（会場での解散もあり）					
	17:00	総合相談担当	荷物置き後、解散	事務局			

当日担当	所属課	職名	氏名
事務局	市民生活部	部長	中本 直記
	市民課	次長	相良 毅
	総合相談担当	課長補佐	馬場 千津子
		主査	大樂 博史
		消費生活相談員	大平 みのり
		消費生活相談員	横田 陸
	生涯学習課	課長	鈴木 隆一
		課長補佐	佐藤 裕実
副主査		志賀 葵	
従事者	人権推進委員	会長	飯塚 宏
		副会長	青木 圭太
		委員	前川 直哉
		委員	畑山 慶子
		委員	菅原 道義
		委員	山田 一栄
	男女共同参画計画推進委員会	部会長	岩崎 ちあき
		委員	佐々木 ゆかり
		委員	関場 直隆
		委員（代理）	伊藤 絵美
		委員	長谷川 和子
		委員	佐藤 絵理
託児スタッフ	保育士（かみまの保育園）	阿部 佳奈子	
	保育士（かみまの保育園）	八木 富美恵	
従事者 配置			
総 括	市民生活部	部長	中本 直記
	市民課	次長	相良 毅
	総合相談担当	課長補佐	馬場 千津子
	生涯学習課	課長	鈴木 隆一
	生涯学習課	課長補佐	佐藤 裕実
	生涯学習課	副主査	志賀 葵
	接待（控え室：会議室） （講師、スタッフ）	人権推進委員	会長
人権推進委員		委員	前川 直哉
男女共同参画計画推進委員		部会長	岩崎 ちあき
司 会	男女共同参画計画推進委員	委員	佐々木 ゆかり
カメラマン （カメラは市民課の借りる）	市民課	主査	大樂 博史
マイク係（集会室）	市民課	相談員	横田 陸
受 付・アンケート回収	総合相談担当	相談員	大平 みのり
	人権推進委員	委員	畑山 慶子
	人権推進委員	委員	山田 一栄
	男女共同参画計画推進委員	委員	佐藤 絵理
	男女共同参画計画推進委員	委員	長谷川 和子
会場案内	人権推進委員	副会長	青木 圭太
	男女共同参画計画推進委員	委員	関場 直隆
	男女共同参画計画推進委員	委員（代理）	伊藤 絵美
託児スタッフ連携	生涯学習課	副主査	志賀 葵

令和8年度 人権・男女共同参画講演会会場レイアウト

資料 1-2

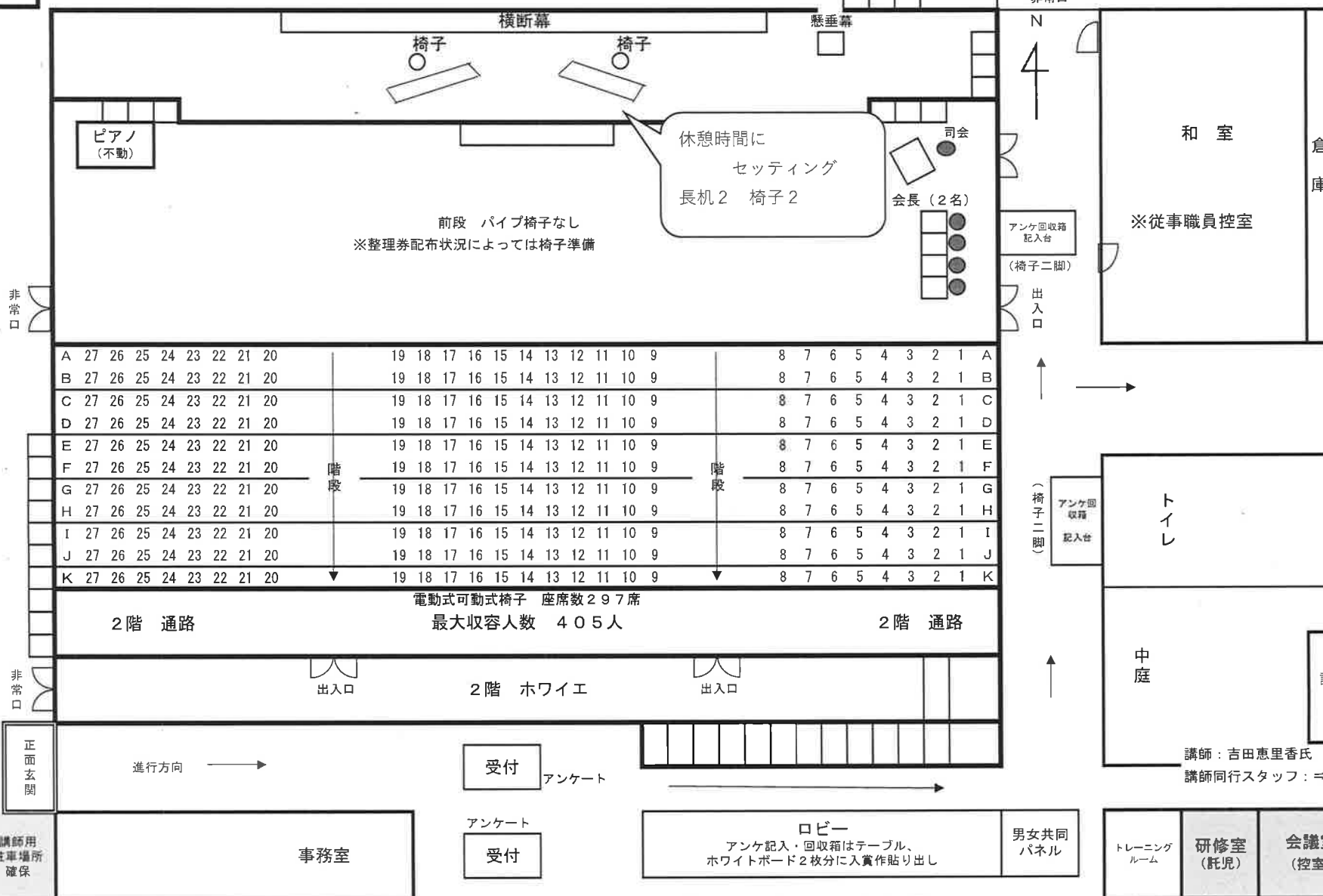


※基本、下から入れる

対談時

令和8年度 人権・男女共同参画講演会会場レイアウト

(原町生涯学習センター 集会室)



⇒交通手段未定

※基本、下から入れる

令和 8 年度 人権・男女共同参画に関する講演会

「物語に込めた社会へのまなざし

～作品の場面に託した思いと、

誰もが自分らしく生きるためのヒント～」

と き：令和 8 年 9 月 1 3 日（日）

13：30～15：30

ところ：サンライフ南相馬 集会室

次 第

1. 開 会

2. あいさつ

3. 講師紹介 吉田 恵里香 氏
※プロフィール裏面参照

4. 講 演

5. 特別対談 ゲスト 前川 直哉 氏
※プロフィール裏面参照

6. 閉 会

主催：ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議

南相馬市男女共同参画計画推進委員会

後援：南相馬市教育委員会

◆講師プロフィール◆

吉田 恵里香 氏

脚本家・小説家。

1987 年生まれ。神奈川県出身。

主な脚本執筆作に 2024 年度前期連続テレビ小説『虎に翼』、映画『ヒロイン失格』、ドラマ『30 歳まで童貞だと魔法使いになれるらしい』『君の花になる』などテレビドラマから映画アニメまで数々の作品の脚本を手がける。

ドラマ『恋せぬふたり』で第 40 回向田邦子賞・第 77 回文化庁芸術祭優秀賞を受賞。アニメ『ぼっち・ざ・ろっく!』で第 9 回 ANIME TRENDING AWARDS 最優秀脚色賞を受賞。執筆した小説に『恋せぬふたり』『にじゅうよんのひとみ』などがある。

前川 直哉 氏

現職：福島大学 教育推進機構 准教授、一般社団法人ふくしま学びのネットワーク 理事・事務局長

1977 年、兵庫県尼崎市生まれ。灘高校 3 年在学時に阪神・淡路大震災で被災。

灘中学校・高等学校教諭（地歴・公民科）在職時に起こった東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故の後、勤務校の生徒とともに南相馬市など福島・宮城の被災地域を訪れる「東北訪問合宿」をくりかえし実施。

研究上の専門は、教育学・社会学（ジェンダー／セクシュアリティ）。

著書に『〈男性同性愛者〉の社会史：アイデンティティの受容／クローゼットへの解放』（作品社）ほか

NHK 朝ドラ『虎に翼』ではジェンダー・セクシュアリティ考証を、また南相馬市ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権推進会議委員、南相馬市こども政策アドバイザーなどを務める。

市民向け人権講演会 アンケート

(当てはまる□に「✓」を記入してください)

問 1 年齢

- ☐ 20歳未満 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代 ☐ 50歳代 ☐ 60歳以上

問 2 職業

- ☐ 学生 ☐ 会社員 ☐ 自営業 ☐ 公務員 ☐ その他 ()

問 3 今回の講演会を何で知りましたか。 (複数回答可)

- ☐ 市の広報誌・ホームページ ☐ 勤務先 ☐ ポスター・チラシ
☐ インターネット (SNS等) ☐ 知人・家族
☐ その他 ()

問 4 今回の講演会に参加する以前に、人権問題や男女共同参画について、どのくらい関心や理解がありましたか。

- ☐ まったくなかった ☐ あまりなかった ☐ 少しあった ☐ かなりあった

問 5 講演会に参加して、人権問題や男女共同参画への関心や理解は深まりましたか。

- ☐ 大変深まった ☐ おおむね深まった ☐ あまり深まらなかった
☐ まったく深まらなかった

問 6 講演会に参加して、何か行動しようと思いましたか。 (複数回答可)

- ☐ 人権問題に関心を持ち、偏見を持ったり差別をしないようにしたい。
☐ 人権問題について、もっと知識を深めたり勉強したりする機会を持ちたい。
☐ 男女共同参画について、もっと知識を深めたり勉強したりする機会を持ちたい。
☐ 今回の講演会の内容を友だちや家族に共有し、話し合いたい。
☐ 人権や男女共同参画に関するイベントに参加したり、企画・運営に関わってみたい。
☐ その他 ()

問 7 今回の講演会の内容は、満足のいくものでしたか。

- ☐ 大変満足 ☐ おおむね満足 ☐ やや不満 ☐ 大変不満

問 8 今後もこのような講演会を行うべきだと思いますか。

- ☐ 積極的に行うべき ☐ 時々行うべき ☐ 行わないほうがよい

問 9 今回の講演会のご意見や、今後開催してほしいテーマなどをご自由にお書きください。

ご記入ありがとうございました。このアンケート用紙は担当者へお渡しく下さい。

人権・男女共同参画に関する講演会実績

■講演会一覧

N0	日時	内容等	講師	来場者数	備考
1	令和6年7月6日	あなたの人権感覚、アップデートしませんか？	菅波香織 氏（弁護士）	6 1 名	
2	令和6年11月23日	被災地の女性たちの小さな物語 ～ジェンダーの視点で災害を考える～	辛 淑玉氏	2 8 名	
3	令和7年10月4日	「車いすラグビーが教えてくれたこと」	橋本勝也 氏 （車いすラグビー日本代表 選手）	1 1 4 名	
4	令和8年9月13日	物語に込めた社会へのまなざし ～作品の場面に託した思いと、誰もが自分らしく いきるためのヒント～	吉田恵里香 氏（脚本家）		特別対談 ゲスト 前川直哉氏

令和8年度人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画入賞者

【標語】

小学生の部

	氏名	学校名	学年	備考
最優秀賞	さとう そうや 佐藤 蒼矢	石神第二小学校	6年生	
作品	ちがっていい それがみんなの いいところ			
優秀賞	もり さねと 森 志人	鹿島小学校	6年生	
作品	いじめがない さべつがない町 つくろうよ			

中学生の部

	氏名	学校名	学年	備考
最優秀賞	はんがい えにし 半谷 縁	小高中学校	1年生	
作品	普通とは 人の数だけ 在るものだ			
優秀賞	いさみ るな 伊佐見 瑠奈	原町第一中学校	3年生	
作品	気づいてよ 声にならない SOS			

【ミニのぼり旗デザイン画】

小学生の部

	氏名	学校名	学年	備考
最優秀賞	た さか かなえ 田坂 佳那恵	大甕小学校	5年生	
優秀賞	たきくち な 滝口 まは奈	鹿島小学校	5年生	
佳 作	くろかわ ゆあ 黒川 唯愛	原町第一小学校	6年生	
佳 作	いずみかあすみ 泉川 明澄	鹿島小学校	6年生	

中学生の部

	氏名	学校名	学年	備考
最優秀賞	ふなやま くみ 舟山 紅美	原町第一中学校	3年生	
優秀賞	たかだ さくみ 高田 咲実	小高中学校	1年生	
佳 作	もんま 門馬 すず	原町第一中学校	1年生	
佳 作	つちや ゆに 土屋 結仁	原町第二中学校	2年生	

学校賞	原町第二中学校	7/13学校で表彰
-----	---------	-----------

令和 8 年度人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画提出者数

	提出者数（実人数）			応募数（標語）			応募数（デザイン）			合計 （延人数）			
		5 年生	6 年生	計		5 年生	6 年生	計			5 年生	6 年生	計
原一小			53	53			43	43			51	51	94
原二小			1	1			1	1				0	1
原三小		14	1	15		14	1	15		1	1	2	17
高平小				0				0				0	0
大甕小		15		15		9		9		6		6	15
太田小		1		1		1		1				0	1
石一小		1		1		1		1				0	1
石二小		2	39	41		2	35	37			6	6	43
鹿島小		6	50	56		6	43	49		3	33	36	85
上真野小				0				0				0	0
小高小				0				0				0	0
計	0	39	144	183	0	33	123	156	0	10	91	101	257

	提出者数（実人数）				応募数（標語）				応募数（デザイン）				合計 （延人数）
	1 年生	2 年生	3 年生	計	1 年生	2 年生	3 年生	計	1 年生	2 年生	3 年生	計	
原一中	3	7	56	66	2	7	56	65	1	7	19	27	92
原二中	57	48	40	145	38	33	16	87	19	16	24	59	146
原三中	2			2	2			2				0	2
石神中	64	2	9	75		2	8	10	64		1	65	75
鹿島中				0				0				0	0
小高中	9	8	9	26	8	7	7	22	1	1	2	4	26
計	135	65	114	314	50	49	87	186	85	24	46	155	341

生徒数合計 497

応募合計 598

標語（小）	156
標語（中）	186
計	342

ミニのぼり（小）	101
ミニのぼり（中）	155
計	256

ともによりそい、心を育む南相馬市の人権施策

～みんなが夢や希望をもって、生き生きと暮らせるまちへ

南相馬市は、誰もがかけがいのない個人として尊重される社会を目指し「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」を制定しております。また、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画」に基づき、人権を大切にするまちづくりを進めております。

計画の基本方針

方針1 人権教育の推進：学校等における人権教育の推進など

方針2 人権啓発の推進：市民への人権啓発など

方針3 相談・支援体制の充実：相談体制の充実など

方針4 人材の育成・確保：職員等への研修など

個別の人権課題への取り組み

- ・女性、子ども：DV防止、児童虐待、いじめの未然防止
- ・高齢者、障がいのある方：見守り体制の強化、合理的配慮の推進
- ・働く人、性的マイノリティの人
：ハラスメント防止、パートナーシップ・ファミリーシップ制度
- ・その他：情報モラル教育、外国人市民向け「やさしい日本語」活用
感染症等に関する正しい知識の啓発など

私たちのまちの現状（アンケートより）

Q. 一人ひとりの人権が尊重されていると思いますか？

「そう思う」19.2% 「そう思わない」 10.1%

⇒「そう思う」の割合の増をめざします。



案1

人権に関するQ&A

資料4-1

Q1. 「人権政策」って、具体的に何をするの？

A. 「お互いの違いを認め合い、誰もが安心して暮らせるまち」をつくるためための取り組みです。
性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向などに関わらず、一人ひとりが大切にされる環境を教育・啓発・相談の3方向から支えます。

Q2. もし人権トラブルに巻き込まれたら、どこに相談するばいいの？

A. ひとりで悩まず、人権擁護委員もしくは弁護士へご相談ください。

人権相談員による相談 毎月第1火曜日

弁護士による人権相談 毎月第2水曜日 ※要予約

Q3. 子どもの人権を守るために、市はどう取り組むの？

A. いじめや虐待の未然防止に加え、ヤングケアラーや子供の貧困といった課題にも寄り添います。

Q4. インターネットの誹謗中傷が不安です。何か対策はあるの？

A. インターネット上の権利侵害に対する相談支援や情報モラル教育の導入を検討します。誰もが安全にデジタル社会に参加できるよう、被害を受けた際の相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。

Q5. 高齢者の方へはどんな配慮があるの？

A. 権利擁護に関する相談や高齢者の見守り体制の強化をおこなっています。

南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

「ともにいそいそはぐむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指してパートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方々の自分らしい生き方に寄り添います。市では、同性パートナーに限定せず、性別等にかかわらず、LGBTQ 等パートナーの二人や事実婚の二人も利用できます。パートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができます。

【宣誓することができる方】

- ・双方が成年に達していること
- ・いずれか一方が市内に住所を有している、または本市への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと

【市民・事業者等の皆さまへのお願い】

本制度は、法律上の婚姻のような法的な権利や義務が生じるものではありませんが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



※手続き等、詳しくは南相馬市公式ホームページをご覧ください。

◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等の提示により利用可能な行政サービス

制度・サービス名	制度内容等	担当課・問合せ先
納税証明書・課税所得証明書の交付	同一世帯の場合、委任状がなくても申請・交付の手続きができる。	市民課 24-5235
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金の支給を受けることができる。 (犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに本市に住所を有する者。)	生活環境課 24-5240
市営墓地の承継申請	市営墓地の承継申請ができる。	環境政策課 24-5313
市営住宅への入居申込	市営住宅入居要件の一つである同居要件を満たす。所得要件や住宅困窮要件なども満たせば、入居申込みができる。	建築住宅課 24-5253
医療	症状の説明（インフォームドコンセント）の際の同席ができる。 ※患者様本人が明確な意思を表示できる場合	総合病院 22-3181
結婚等新生活支援事業助成金	結婚等に伴う新生活の住居費、引越費用、家具・家電購入費用等の一部助成を受けることが可能。	こども家庭課 24-5229

【お問い合わせ先】

南相馬市 市民生活部市民課窓口サービス係 総合相談担当

二次元
コード

ともによりそい、心を育む南相馬市の人権施策

～みんなが夢や希望をもって、生き生きと暮らせるまちへ

南相馬市は、誰もがかけがいのない個人として尊重される社会を目指し「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」を制定しております。また、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画」に基づき、人権を大切にす
るまちづくりを進めております。

計画の基本方針

方針1 人権教育の推進：学校等における人権教育の推進など

方針2 人権啓発の推進：市民への人権啓発など

方針3 相談・支援体制の充実：相談体制の充実など

方針4 人材の育成・確保：職員等への研修など

個別の人権課題への取り組み

- ・女性、子ども：DV防止、児童虐待、いじめの未然防止
- ・高齢者、障がいのある方：見守り体制の強化、合理的配慮の推進
- ・働く人、性的マイノリティの人
- ・ハラスメント防止、パートナーシップ・ファミリーシップ制度
- ・その他：情報モラル教育、外国人市民向け「やさしい日本語」活用

感染症等に関する正しい知識の啓発など

私たちのまちの現状（アンケートより）

Q. 一人ひとりの人権が尊重されていると思いますか？

「そう思う」 19.2% 「そう思わない」 10.1%

⇒「そう思う」の割合の増をめざします。



人権に関する Q & A

Q1. 「人権政策」って、具体的に何をやるの？

A. 「お互いの違いを認め合い、誰もが安心して暮らせるまち」をつくるための取り組みです。性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向などに関わらず、一人ひとりが大切にされる環境を教育・啓発・相談の3方向から支えます。

Q2. もし人権トラブルに巻き込まれたら、どこに相談する方がいいの？

A. ひとりで悩まず、人権擁護委員もしくは弁護士へご相談ください。

人権相談員による相談 毎月第1火曜日

弁護士による人権相談 毎月第2水曜日 ※要予約

Q3. 子どもの人権を守るために、市はどう取り組むの？

A. いじめや虐待の未然防止に加え、ヤングケアラーや子供の貧困といった課題にも寄り添います。

Q4. インターネットの誹謗中傷が不安です。何か対策はあるの？

A. インターネット上の権利侵害に対する相談支援や情報モラル教育の導入を検討します。誰もが安全にデジタル社会に参加できるように、被害を受けた際の相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。

Q5. 高齢者の方へはどんな配慮があるの？

A. 権利擁護に関する相談や高齢者の見守り体制の強化をおこなっています。

みなみそうましパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指してパートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方々の自分らしい生き方に寄り添います。市では、同性パートナーに限定せず、性別等にかかわらず、LGBTQ等パートナーの二人や事実婚の二人も利用できます。パートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができます。

【宣誓することができる方】

- ・双方が成年に達していること
- ・いずれか一方が市内に住所を有している、または本市への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと

【市民・事業者等の皆さまへのお願い】

本制度は、法律上の婚姻のような法的な権利や義務が生じるものではありませんが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

※手続き等、詳しくは南相馬市公式ホームページをご覧ください。



◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等の提示により利用可能な行政サービス

制度・サービス名	制度内容等	担当課・問い合わせ先
納税証明書・課税所得証明書の交付	同一世帯の場合、委任状がなくても申請・交付の手続きができる。	市民課 24-5235
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金の支給を受けることができる。 (犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに本市に住所を有する者。)	生活環境課 24-5240
市営墓地の承継申請	市営墓地の承継申請ができる。	環境政策課 24-5313
市営住宅への入居申込	市営住宅入居要件の一つである同居要件を満たす。所得要件や住宅困窮要件なども満たせば、入居申込みができる。	建築住宅課 24-5253
医療 診療	症状の説明 (インフォームドコンセント)の際の同席ができる。 ※患者様本人が明確な意思を表示できる場合	総合病院 22-3181
結婚等新生活支援事業 助成金	結婚等に伴う新生活の住居費、引越費用、家具・家電購入費用等の一部助成を受けることが可能。	こども家庭課 24-5229

【お問い合わせ先】

南相馬市 市民生活部市民課窓口サービス係 総合相談担当

TEL 0244-24-5297

二次元
コード

ともによりそい、心を育む南相馬市の人権施策

～みんなが夢や希望をもって、生き生きと暮らせるまちへ

南相馬市は、誰もがかけがいのない個人として尊重される社会を目指し「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」を制定しております。また、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画」に基づき、人権を大切にするまちづくりを進めております。

計画の基本方針

- 方針1 人権教育の推進：学校等における人権教育の推進など
- 方針2 人権啓発の推進：市民への人権啓発など
- 方針3 相談・支援体制の充実：相談体制の充実など
- 方針4 人材の育成・確保：職員等への研修など

個別の人権課題への取り組み

- ・女性、子ども：DV 防止、児童虐待、いじめの未然防止
- ・高齢者、障がいのある方：見守り体制の強化、合理的配慮の推進
- ・働く人、性的マイノリティの人
：ハラスメント防止、パートナーシップ・ファミリーシップ制度
- ・その他：情報モラル教育、外国人市民向け「やさしい日本語」活用
感染症等に関する正しい知識の啓発など

私たちのまちの現状（アンケートより）

Q.一人ひとりの人権が尊重されていると思いますか？

「そう思う」19.2% 「そう思わない」 10.1%

⇒「そう思う」の割合の増をめざします。

案2

人権に関するQ&A

資料4-3

Q1.「人権政策」って、具体的に何をするの？

A.「お互いの違いを認め合い、誰もが安心して暮らせるまち」をつくるためための取り組みです。性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向などに関わらず、一人ひとりが大切にされる環境を教育・啓発・相談の3方向から支えます。

Q2.もし人権トラブルに巻き込まれたら、どこに相談するばいいの？

A. ひとりで悩まず、人権擁護委員もしくは弁護士へご相談ください。

人権相談員による相談 毎月第1火曜日

弁護士による人権相談 毎月第2水曜日 ※要予約

Q3.子どもの人権を守るために、市はどう取り組むの？

A. いじめや虐待の未然防止に加え、ヤングケアラーや子供の貧困といった課題にも寄り添います。

Q4. インターネットの誹謗中傷が不安です。何か対策はあるの？

A. インターネット上の権利侵害に対する相談支援や情報モラル教育の導入を検討します。誰もが安全にデジタル社会に参加できるよう、被害を受けた際の相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。

Q5. 高齢者の方へはどんな配慮があるの？

A. 権利擁護に関する相談や高齢者の見守り体制の強化をおこなっています。



南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指してパートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方々の自分らしい生き方に寄り添います。市では、同性パートナーに限定せず、性別等にかかわらず、LGBTQ 等パートナーの二人や事実婚の二人も利用できます。パートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができます。

【宣誓することができる方】

- ・双方が成年に達していること
- ・いずれか一方が市内に住所を有している、または本市への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと

【市民・事業者等の皆さまへのお願い】

本制度は、法律上の婚姻のような法的な権利や義務が生じるものではありませんが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



※手続き等、詳しくは南相馬市公式ホームページをご覧ください。

◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等の提示により利用可能な行政サービス

制度・サービス名	制度内容等	担当課・問合せ先
納税証明書・課税所得証明書の交付	同一世帯の場合、委任状がなくても申請・交付の手続きができる。	市民課 24-5235
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金の支給を受けることができる。 (犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに本市に住所を有する者。)	生活環境課 24-5240
市営墓地の承継申請	市営墓地の承継申請ができる。	環境政策課 24-5313
市営住宅への入居申込	市営住宅入居要件の一つである同居要件を満たす。所得要件や住宅困窮要件なども満たせば、入居申込みができる。	建築住宅課 24-5253
医療	症状の説明（インフォームドコンセント）の際の同席ができる。 ※患者様本人が明確な意思を表示できる場合	総合病院 22-3181
結婚等新生活支援事業助成金	結婚等に伴う新生活の住居費、引越費用、家具・家電購入費用等の一部助成を受けることが可能。	こども家庭課 24-5229

【お問い合わせ先】

南相馬市 市民生活部市民課窓口サービス係 総合相談担当

二次元
コード

ともによりそい、心を育む南相馬市の人権施策

～みんなが夢や希望をもって、生き生きと暮らせるまちへ

南相馬市は、誰もがかけがいのない個人として尊重される社会を目指し「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」を制定しております。また、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画」に基づき、人権を大切にするまちづくりを進めております。

計画の基本方針

- 方針1 人権教育の推進：学校等における人権教育の推進など
- 方針2 人権啓発の推進：市民への人権啓発など
- 方針3 相談・支援体制の充実：相談体制の充実など
- 方針4 人材の育成・確保：職員等への研修など

個別の人権課題への取り組み

- ・女性、子ども：DV防止、児童虐待、いじめの未然防止
- ・高齢者、障がいのある方：見守り体制の強化、合理的配慮の推進
- ・働く人、性的マイノリティの人
 - ：ハラスメント防止、パートナーシップ・ファミリーシップ制度
- ・その他：情報モラル教育、外国人市民向け「やさしい日本語」活用
感染症等に関する正しい知識の啓発など

私たちのまちの現状（アンケートより）

Q. 一人ひとりの人権が尊重されていると思いますか？

「そう思う」19.2% 「そう思わない」 10.1%

⇒「そう思う」の割合の増をめざします。

案3

人権に関するQ&A

資料4-4

Q1. 「人権政策」って、具体的に何をするの？

A. 「お互いの違いを認め合い、誰もが安心して暮らせるまち」をつくるためための取り組みです。性別、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向などに関わらず、一人ひとりが大切にされる環境を教育・啓発・相談の3方向から支えます。

Q2. もし人権トラブルに巻き込まれたら、どこに相談するばいいの？

A. ひとりで悩まず、人権擁護委員もしくは弁護士へご相談ください。

人権相談員による相談 毎月第1火曜日

弁護士による人権相談 毎月第2水曜日 ※要予約

Q3. 子どもの人権を守るために、市はどう取り組むの？

A. いじめや虐待の未然防止に加え、ヤングケアラーや子供の貧困といった課題にも寄り添います。

Q4. インターネットの誹謗中傷が不安です。何か対策はあるの？

A. インターネット上の権利侵害に対する相談支援や情報モラル教育の導入を検討します。誰もが安全にデジタル社会に参加できるよう、被害を受けた際の相談窓口の周知や関係機関との連携を図ります。

Q5. 高齢者の方へはどんな配慮があるの？

A. 権利擁護に関する相談や高齢者の見守り体制の強化をおこなっています。



南相馬市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念に基づき、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指してパートナーシップ・ファミリーシップ関係にある方々の自分らしい生き方に寄り添います。市では、同性パートナーに限定せず、性別等にかかわらず、LGBTQ等パートナーの二人や事実婚の二人も利用できます。パートナーシップにある二人に、子や親がいる場合、ファミリーシップの宣誓をすることができます。

【宣誓することができる方】

- ・双方が成年に達していること
- ・いずれか一方が市内に住所を有している、または本市への転入を予定していること
- ・配偶者がいないこと
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・民法で定められている近親者でないこと

【市民・事業者等の皆さまへのお願い】

本制度は、法律上の婚姻のような法的な権利や義務が生じるものではありませんが、お互いの人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現のため、ご理解とご協力をお願いいたします。



※手続き等、詳しくは南相馬市公式ホームページをご覧ください。

◆パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等の提示により利用可能な行政サービス

制度・サービス名	制度内容等	担当課・問合せ先
納税証明書・課税所得証明書の交付	同一世帯の場合、委任状がなくても申請・交付の手続きができる。	市民課 24-5235
犯罪被害者等支援	犯罪被害者等見舞金・転居費用助成金の支給を受けることができる。 (犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときに本市に住所を有する者。)	生活環境課 24-5240
市営墓地の承継申請	市営墓地の承継申請ができる。	環境政策課 24-5313
市営住宅への入居申込	市営住宅入居要件の一つである同居要件を満たす。所得要件や住宅困窮要件なども満たせば、入居申込みができる。	建築住宅課 24-5253
医療	症状の説明（インフォームドコンセント）の際の同席ができる。 ※患者様本人が明確な意思を表示できる場合	総合病院 22-3181
結婚等新生活支援事業助成金	結婚等に伴う新生活の住居費、引越費用、家具・家電購入費用等の一部助成を受けることが可能。	こども家庭課 24-5229

【お問い合わせ先】

南相馬市 市民生活部市民課窓口サービス係 総合相談担当

TEL 0244-24-5297

二次元
コード

令和9年度人権施策推進事業実施計画（案）

資料 5

	人権施策推進事業 （人権推進会議）
4月	・人権標語、ミニのぼり旗デザイン画募集（4/1～5/8） ・企業研修の募集 ・庁内連絡会議 4月下旬
5月	・第1回人権推進会議 5月上旬 ※第2次人権施策推進計画策定について ・性的マイノリティに関する職員研修会
6月	・第2回人権推進会議（男女共同参画計画推進委員会との合同会議） 6月上旬 ※標語等の審査会、令和9年度の講演会、人権施策推進計画について
7月	・人権に関する講演会 7月中を予定（第3回人権推進会議） ・人権に関する標語及びミニのぼり旗デザイン画入賞者表彰式 ・7/3～9 南相馬市人権週間 のぼり旗設置 入選作品の掲示 原町火力発電所ライトアップ（レインボーカラー）
8月	
9月	・庁内連絡会議 9月中旬～下旬予定 ※第2次人権施策推進計画について
10月	・第4回人権推進会議（男女共同参画計画推進委員会との合同会議） 10月上旬 ※次年度計画等、第2次人権施策推進計画について ・ボランティアフェスティバル
11月	・第5回人権推進会議 11月上旬 ※第2次人権施策推進計画について
12月	・第6回人権推進会議 12月上旬 ※第2次人権施策推進計画について
1月	
2月	・庁内連絡会議 2月上旬 ・第7回人権推進会議 2月中旬 ※人権推進計画中間報告の状況等、第2次人権推進計画について
3月	